

# 再生資源活用審査制度 のあらまし

適正  
処理

環境  
保全

資源  
活用

産業廃棄物や製品の製造・加工の過程で生じる副産物やこれらを原材料として製造した再生品を販売する方は、届出が必要です。

## 目的・背景

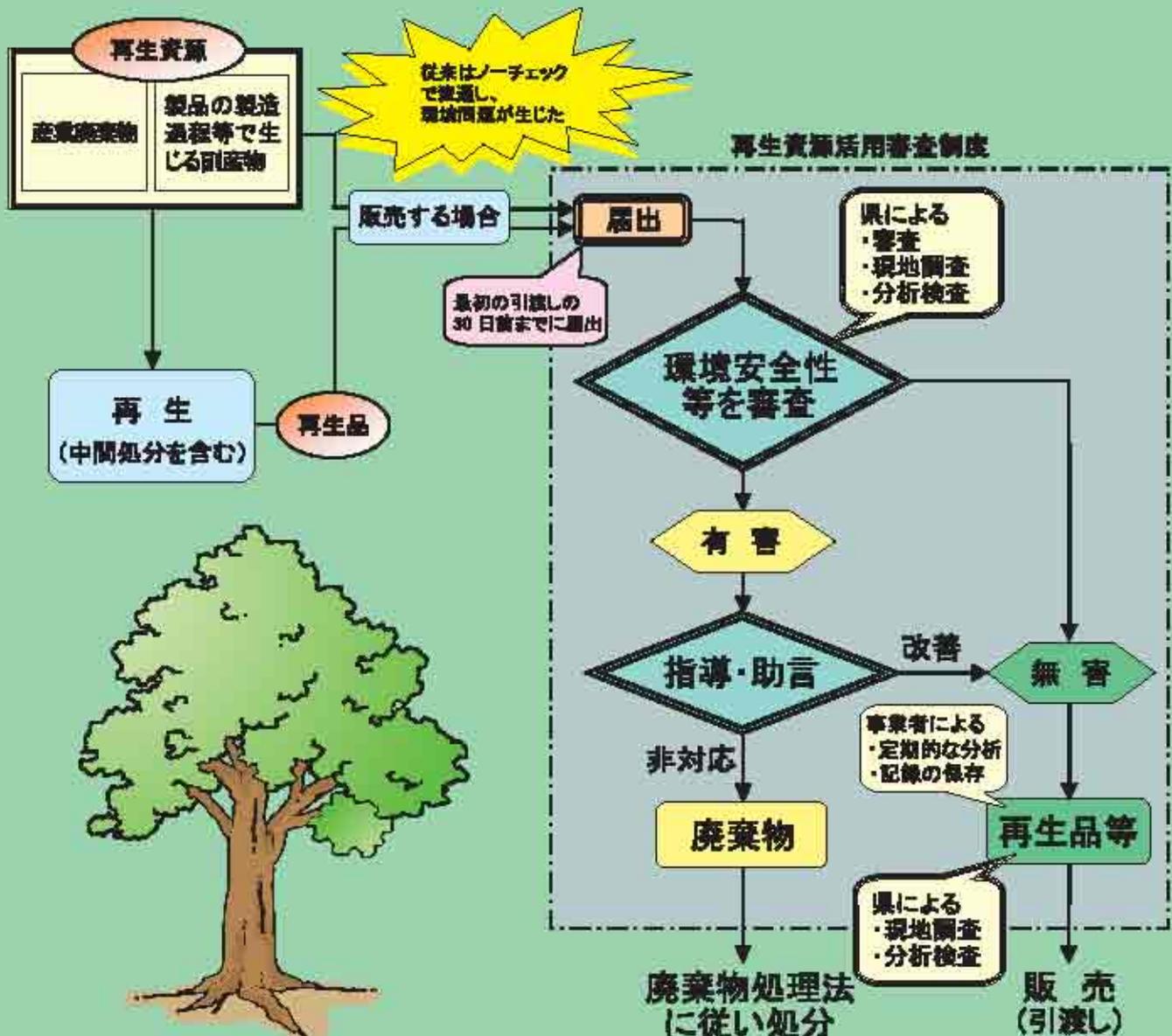
近年、工場等で排出・発生する産業廃棄物や副産物が再生品として流通、使用されるのに際して、生活環境保全上の問題が生じる事案が相次いで発生しています。

再生資源の適正な活用を促進することにより、これらの事案を未然に防止し、県民の生活環境を保全するため、愛知県では、平成20年4月25日に「再生資源の適正な活用に関する要綱」を策定し、この要綱に基づく「再生資源活用審査制度」を同年7月1日から開始しました。

## 再生資源活用審査制度とは

「再生資源活用審査制度」は、再生資源やこれを原材料として製造した再生品を販売する際に、事前に県が届出を受け、環境安全性等を審査するもので、全国で初めての制度です。

### 再生資源活用審査制度の仕組み



# 再生資源活用審査制度の概要

## ○対象となるもの（再生品等）

再生資源	産業廃棄物又は製品の製造若しくは加工の過程で生じる副産物のうち有用なもの
再生品	再生資源を原材料として必要な加工等を行ったもの

- ・県内において排出・発生又は製造したものに限ります。
- ・下表のように再生利用のシステムが広く定着しているものや、性質が安定しており生活環境の保全上の問題が生じないものを除きます。

もっぱら物など	古紙（紙くず）、くず鉄、空き瓶、古繊維（繊維くず）
安定型産業廃棄物	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず等（一部、安定型産業廃棄物に該当しないものがあります。）

## ○事業者による届出

事業者は、再生品等を販売する場合、知事に届出を行う必要があります。  
その後、再生品等の追加など届出内容に変更があった場合も届出が必要です。

届出者	○再生資源を排出・発生させ、販売しようとする事業者 ○再生資源から製造した再生品を販売しようとする事業者
届出時期	○再生品等の販売に係る最初の引渡しの日前までに届出 ○変更の場合は、その内容により、変更後遅滞なく、又は、変更する再生品等の販売に係る最初の引渡しの日前までに届出
届出先	各県民事務所等廃棄物対策担当課又は県庁資源循環推進課
主な届出事項	○氏名、住所、再生品等の種類・名称、再生の方法、保管の方法、環境安全性に係る性状の管理方法、販売の方法 ○再生品等の性状が土壌環境基準等に適合していることを明らかにする書類 ○再生品等の販売・運搬に係る契約内容を記載した書類

## ○事業者による再生品等の管理

事業者は、届出を行った再生品等について適切な管理を行う必要があります。

- 環境安全性に関する定期的な分析（年1回以上）
- 適用する規格等に関する定期的な検査（年1回以上）
- 販売数量、販売価格、運搬経費等を記録
- 上記の分析、検査の結果及び販売等の記録を5年間保存
- その他、需要に応じた出荷や適切な保管、品質管理

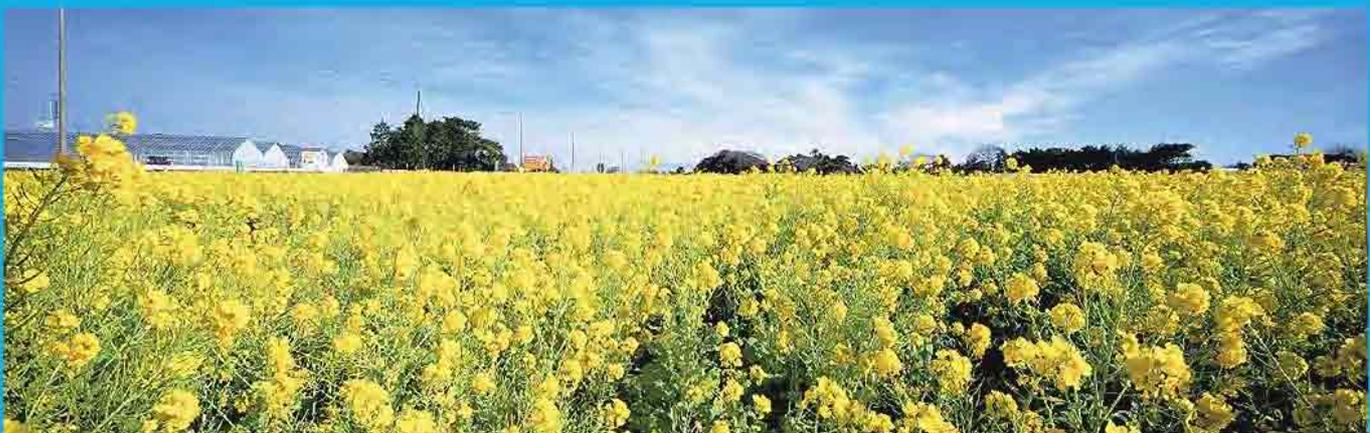
## ○県による現地調査、収去分析等

県は、届出内容の審査や現地調査等を行い、その結果により必要な指導、助言等を行います。

- 届出内容の審査、指導
- 現地調査
- 再生品等の収去、環境安全性に関する分析
- 上記の現地調査、収去分析等の結果に基づき、必要な指導、助言
- 事業者が指導に従わない場合などは勧告

【注】下表に掲げる場合は届出が不要です。

再生資源がそのまま再使用される場合	—
法令による再生利用に係る認定、指定等を受けている場合等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物処理法の再生利用認定、広域処理認定、再生事業者登録、再生利用個別指定</li> <li>・ 資源有効利用促進法の再資源化認定</li> <li>・ 自動車リサイクル法の再資源化認定</li> <li>・ 食品衛生法に規定する食品又は食品添加物</li> <li>・ 肥料取締法に規定する普通肥料</li> <li>・ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に規定する飼料又は飼料添加物</li> </ul> <p style="text-align: right;">} 又はこれらの原材料</p>
業界団体が定める指針で知事が確認したものに従い団体加入者が再生等したものである場合	<p>(アルミニウムドロス、鉄鋼スラグ等に関する業界団体の指針について) 確認しています。</p>
その他知事が定めるものである場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金属アルミニウムを30%以上含有するアルミニウムドロス</li> <li>・ 熔融亜鉛めっき工程から発生する亜鉛ドロス及び亜鉛さい</li> <li>・ 銅を10%以上含有する銅さい及び集じん灰 (集じん灰は金属の溶解工程から発生するものに限る。)</li> <li>・ 潤滑油(金属加工油及び電気絶縁油(PCBを含むものに限る。))及び動植物油の使用済みのもの並びにこれらの再生により得られる再生油</li> <li>・ 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の規定に基づき、畜産業者が自ら行う家畜排せつ物の処理により製造するたい肥</li> </ul>



# 愛知県再生利用指針の概要

<p>1 再生品等の性状</p>	<p><b>【環境安全性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再生品の原材料となる再生資源が産業廃棄物である場合は、原則として、特別管理産業廃棄物、有害な産業廃棄物又は石棉含有産業廃棄物でないこと。</li> <li>販売する再生品等が、以下のア～エに掲げる基準に適合すること。</li> <li>基準に関する分析を、通常、カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素について行い、必要に応じて項目を追加すること。</li> </ul> <p>分析は、原則として、年に1回以上実施すること。(必要に応じて追加)</p> <p>ア 通常の場合  <b>土壤環境基準</b></p> <p>イ 再生品等が地面に接して又は地中で利用される場合  <b>土壤環境基準</b>に加え、<b>土壤汚染対策法に基づく土壤汚染含有量基準</b></p> <p>ウ 再生品等が海洋で使用される場合  <b>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく水底土砂判定基準</b></p> <p>エ 再生品等が液体状の場合  <b>水質汚濁防止法に基づく排水基準</b></p> <p><b>【注】</b> 下表に掲げる場合など<b>土壤環境基準</b>等への適合の確固を要しない場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再生資源が、引渡しの後、有用金属、有機溶剤等として再生され利用されるものである場合</li> <li>再生品等が、引渡しの後、焼成、焼結、溶融等の処理がされ利用されるものである場合</li> <li>再生品等が、需要家(販売先)に対する引渡しの後、物理的、化学的固定等の処理がされ製品化されるものである場合であって、需要家(販売先)に購入の意思がある場合</li> <li>再生品等の用途が燃料である場合(燃料規格等のほか大気汚染防止関係法令による)等</li> </ul>
<p>2 製造の状況</p>	<p><b>【規格等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>JIS(日本工業規格)等の規格に適合すること。</li> <li>規格等のない場合は、需要家(販売先)の要求仕様を満たしていること。</li> <li>規格等に関する試験検査を、原則として、年に1回以上実施すること。(必要に応じて追加)</li> </ul> <p>再生品等が需要に沿って計画的に製造され、適切な保管や品質管理が行われていること。</p>
<p>3 通常の実扱い形態</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>製品としての市場が形成されていること。</li> <li>市場が形成されていない場合は、確たる需要家(販売先)が確認されていること、又は、販売ルートが確立されていること。</li> </ul>

再生資源活用審査制度では、事業者による産業廃棄物等の再生利用のための指針（「愛知県再生利用指針」）を定めています。この指針は、県による届出内容の審査や現地調査などの際の基準となります。

4 取引価値の有無	・再生品等の販売について、運搬費等の経費を考慮しても、届出者と需要家（販売先）の双方に経済的合理性があること。
5 占有者の意思	・届出者において、販売の意思が明らかであり、放置又は処分の意思が認められないこと。
6 販売できない場合の措置	・販売できず産業廃棄物となる場合の適正な処分方法があらかじめ明らかにされていること。

#### 【参考】届出対象となる再生品等の例

- 建設汚泥を用いたコンクリート骨材や路盤材原料、埋め戻し材等の建設資材や地盤改良材
- 鉄鋼スラグや廃鋳物砂を用いたコンクリート骨材や路盤材原料等の建設資材や地盤改良材
- 石炭灰を用いたセメント原料、地盤改良材原料
- 木くずを用いたマルチング資材、たい肥原料やボイラー燃料、製紙・パルプ原材料
- 廃溶剤・廃油（潤滑油等の一部を除く。）を用いた燃料
- 食品工場等からの動植物性残さを用いた肥料（特殊肥料）、土壌改良材原料



Q1 次の①～③の場合について届出が必要ですか。

- ①産業廃棄物として処理委託を受けた混合物から、廃プラスチック類を選別し、再生材として販売している。
- ②産業廃棄物として処理委託を受けた建設汚泥を造粒固化処理し、再生路盤材として販売している。
- ③製造工程で発生した副産物である硫酸を排水処理用薬剤として販売している。

- ①廃プラスチック類は安定型産業廃棄物に該当するため、届出は必要ありません。
- ②届出が必要です。
- ③届出が必要です。

Q2 一般廃棄物は届出の対象となりますか。

一般廃棄物及び一般廃棄物を原材料とした再生品は、届出の対象外です。ただし、原材料として一般廃棄物の他に届出の対象となる産業廃棄物等を使用している再生品については、届出が必要です。

Q3 この制度ができる前から販売している再生品等は届出の対象ですか。

制度施行（平成20年7月1日）前から既に販売していた再生品等についても届出が必要です。

Q4 県外で販売する場合も、届出が必要ですか。

県内で排出・発生する再生資源及び県内で再生した再生品については、県外で販売する場合も届出が必要です。

Q5 届出の対象となる規模の要件はありますか。

規模の要件はありません。届出対象の再生品等を販売する場合は、少量であっても届出が必要です。

Q6 製品の不良品を販売していますが、届出が必要ですか。

販売先での用途が本来の製品としての用途であれば、届出の必要はありません。販売先での用途が本来の製品としての用途でない場合は、不良品発生時点において不要物となると考えられる（製品本来の目的として販売されない）ため、当該不良品の販売について、届出が必要となります。（安定型産業廃棄物等の届出不要のものを除く。）

## 届出先及び問い合わせ先

届出は事業場毎に、当該事業場が所在する市町村を所管する窓口で行ってください。

ただし、中間処分業の許可を受けている事業者が、当該許可に関わる再生品について届出を行う場合の届出先は、業の許可申請先と同じです。

※愛知県以外の政令市（名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市）のみから中間処分業の許可を受けている場合、届出先は、当該政令市に係る地域を所管する窓口（複数の政令市の許可を受けている場合は、主たる事業場が所在する地域を所管する窓口）です。

窓 口	所在地（電話番号）	所管市町村
環境部 資源循環推進課	〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 (052-954-6236(ダイヤルイン))	名古屋市
尾張県民事務所 廃棄物対策課	〒460-8512 名古屋市中区三の丸2-6-1 (052-961-7211(代表))	一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、東郷町、長久手町、豊山町、春日町、大口町、扶桑町
尾張県民事務所 海部県民センター 環境保全課	〒496-8531 津島市西柳原町1-14 (0567-24-2111(代表))	津島市、愛西市、弥富市、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、飛島村
尾張県民事務所 知多県民センター 環境保全課	〒475-8501 半田市出口町1-36 (0569-21-8111(代表))	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河県民事務所 廃棄物対策課	〒444-8551 岡崎市明大寺本町1-4 (0564-23-1211(代表))	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町
西三河県民事務所 豊田加茂環境保全課	〒471-8503 豊田市元城町4-45 (0565-32-3381(代表))	豊田市、三好町
新城設楽山村振興事務所 環境保全課	〒441-1365 新城市字石名号20-1 (0536-23-2111(代表))	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
東三河県民事務所 環境保全課	〒440-8515 豊橋市八町通5-4 (0532-54-5111(代表))	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、小坂井町

制度の詳細はこちらをご覧ください。

環境部ホームページ「あいちの環境」 再生資源活用審査制度について  
～要綱、届出様式、Q&A集等を掲載しています～

<http://www.pref.aichi.jp/0000014526.html>

<作成> 愛知県環境部資源循環推進課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

TEL : 052-954-6236 (ダイヤルイン)

FAX : 052-953-7776

E-mail : junkan@pref.aichi.lg.jp



ごみ資源推進シンボルマーク

(このパンフレットは再生紙を使用しています。)

平成21年3月